

事業主の皆様へ 障害者雇用納付金関係助成金の主な変更点について 【令和7年4月1日改正分】

障害者雇用納付金関係助成金は、事業主等が障害者の雇入れや雇用の継続を行うために特別な措置を行う場合に、助成金を支給することにより、事業主の一時的な経済的負担を軽減し、障害者の雇用促進・雇用継続を図ることを目的としています。令和7年4月1日からの主な変更点の概要は以下のとおりです。

助成金共通

1 支給請求書および実施状況報告書の提出期限の変更

(1) 支給請求書の提出期限(支給請求対象期間を設定している助成金のみ)

6か月間の支給請求対象期間の末日の属する月の 翌々月末まで とします。
(すでに支給請求期間が2か月となっている助成金については延長しません。)

適用 変更前の提出期限が4月1日以降である支給請求書について適用します

(例)

支給請求対象期間	支給請求期限
令和6年9月21日 ↳ 令和7年3月20日	令和7年6月2日

(2) 実施状況報告書の提出期限

報告対象期間の末日の翌日から起算して 2か月以内 とします。

適用 変更前の提出期限が4月1日以降である実施状況報告書について適用します

2 申請書等の提出期限日の変更

申請書等の提出期限が休日(※)に当たる場合は、翌開庁日を提出期限とします。

(※)土日祝日、年末年始

郵便は、当日までの消印有効／電子申請は、当日までの送信有効

適用 4月1日以降に提出される申請書等に適用します

個別助成金

職場支援員の配置又は委嘱助成金、職場支援員の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金

3〔配置〕フレックス制により職場支援員が一時的に不在となる時間が下表を超えない場合には支給対象とします

支給対象障害者の区分	職場支援員の不在または遠隔支援の中断の時間
一般労働者	一日の勤務時間のうち2時間
短時間労働者	一日の勤務時間のうち1時間
特定短時間労働者	一日の勤務時間のうち1時間

ただし、一日の支援時間が2時間に満たない場合については支給対象としません。

適用 4月1日以降に提出される認定申請及び変更承認申請により追加された支給対象障害者から適用します

4 変更承認申請書の提出期限の変更

事業・支援計画の変更時に提出する変更承認申請書の提出期限を「変更しようとする日の前日まで」とします。

適用 変更前の提出期限が4月1日以降（事業・支援計画の変更日が5月2日以降）の変更承認申請から適用します

5〔委嘱〕支給請求時の添付書類「助成金支給対象障害者の出勤状況（助添付様式第73号）」の提出を不要とします

適用 4月1日以降に提出される支給請求に適用します

第1種障害者作業施設設置等助成金、第1種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金

6〔設備〕点字ディスプレイ1台あたりの支給対象費用について、383,500円を上限とします。

適用 4月1日以降に提出される認定申請に適用します

■助成金についてのお問い合わせ先■

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
〔窓口検索〕<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>
〔助成金を詳しく知る〕<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>

